

中頓別町教育大綱

中頓別町の教育のめざす姿

～夢と希望に向かって、豊かな心でたくましく生きる力を育む～

北緯 45 度癒しの里、中頓別町のすべての子どもたちが、また、すべての人々が、**夢と希望に向かって、豊かで心たくましく生きる力を育む**、創意工夫に満ちた質の高い充実した教育環境を進めていくことは、本町の教育に課せられた大きな使命です。

この大きな使命を遂行するに当たり、今後の本町の教育、文化・スポーツの振興に関する総合的な施策の方針を示す「中頓別町教育大綱」を定めます。そして、中頓別町の人々が生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる「北緯 45 度癒しの里：学びのまち」をめざします。

柱 1 社会で生きる実践的な力の育成

「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育む教育を進め、学校教育を通して子どもたちに身につけさせるべき社会で生きる実践的な力の育成を図ります。

1 基礎的・基本的な知識・技能など「確かな学力」を育む教育を進めます。

- (1) 児童生徒の実態を踏まえて、一人ひとりの学力を確実に伸ばします。
- (2) ICT 機器の活用を進めるとともに、切磋琢磨する力、多様な価値観に触れる授業、理解力を育む授業を進めます。
- (3) アクティブ・ラーニング（能動的な学習：課題の発見・解決に向けた主体的・協同的な学び）による言語活動の充実を図ります。
- (4) グローバルな感覚を育てるため、ALT を活用した生きた英語の授業を進めるとともにコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を進めます。
- (5) 特別支援教育の専門的な知識をもった人材の配置や特別なニーズに対応した教育活動を進めます。

2 豊かな情操・規範意識を養う道徳教育など「豊かな心」を育む教育を進めます。

- (1) 思いやりや感動する心を持った子どもたちを育成します。
- (2) 学校が地域の核となる学校づくりを進め、中頓別町を愛する子どもたちを育てるとともに地域の教育力を活かす教育活動を展開します。
- (3) 教職員による日常的な子どもたちの言動や情報の共通理解を図り、組織・地域社会をあげて、いじめ・不登校に向けた取組を進めます。

3 心身の健康の保持や体力・運動能力の向上など「健やかな体」を育む教育を進めます。

- (1) たくましく生きるための基礎となる健康や体力を身につける教育活動を展開します。
- (2) 子どもたちや教職員の健康管理を継続して実施します。

柱 2 教育環境の整備・充実と信頼される学校の構築

教育環境の整備・充実と教職員の資質・能力の向上により、信頼される学校づくりを進めます。

1 学校教育施設の整備を進めます。

- (1) 子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、学校教育施設の整備充実、補修・維持管理を進めます。

2 信頼される学校の構築を図ります。

- (1) 学校と家庭・地域との協働によって、開かれた学校づくりに努めます。
- (2) 教職員が教職に対する情熱や使命感、実践的指導力を身に付けて、多様な教育活動に対応できるよう、資質能力の総合的な向上に努めます。
- (3) 保幼小中連携（こども園と小学校、小学校と中学校が連携）をとり、情報や意見を交換して、子どもたちの発達段階ごとの特徴を踏まえた教育活動を実施します。

柱3 地域の教育力の向上と生涯学習の振興

学校、家庭、地域社会が連携しながら子どもたちを育む教育環境づくりを進めます。地域の活性化に寄与する生涯学習機会の充実や学びの成果を生かす機会の提供など、生涯学習の振興を図ります。

1 地域の教育力の向上を図ります。

- (1) 家庭教育の推進を図ります。
- (2) 児童生徒の健全育成のため、地域全体で子どもたちを見守り、地域の活動に参加を呼びかけます。
- (3) 学習や運動、体験や交流活動による放課後総合対策を実践し、放課後子どもプランの充実を図ります。
- (4) 鍾乳洞等の地域の資源を活用したふるさと教育の実施や郷土資料館等を活用した体験学習の充実を図ります。
- (5) 特色ある成人式を実施します。

2 生涯学習の振興を図ります。

- (1) 生涯学習講座の支援を行います。
- (2) 生涯学習関係団体・組織の充実・学習ネットワークの形成を図ります。
- (3) 情報の収集と指導援助体制の充実を図ります。
- (4) 図書室機能の充実と利用促進・整備を図り、中頓別町で育った子どもたちは読書が大好きをめざします。

柱4 文化芸術・スポーツの振興

町民文化祭等、中頓別町らしい文化の創造・発信・保存・継承を進めます。町民ソフトボール大会や駅伝大会等を通じた地域の活性化、だれもが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや生涯スポーツに取り組める環境づくりを進めます。

1 文化芸術の振興を図ります。

- (1) 文化協会と連携し、文化芸術の振興を推進します。
- (2) 文化芸術の振興・交流のための機会創出に努めます。

2 スポーツの振興を図ります。

- (1) スポーツ推進委員の確保・育成を充実し、資質の向上を図ります。
- (2) ニュースポーツやレクリエーション活動の普及や指導者の育成を図ります。
- (3) スポーツ少年団や各競技団体の競技力向上を図ります。
- (4) 夢と希望を実現するアスリートの発掘や育成に努めます。

大綱の位置付け

大綱は、平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に規定されるものです。総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

関連計画との整理

「町政執行方針」や「中頓別町総合計画」及び「中頓別町教育推進計画」を踏まえて策定するものとします。

大綱の期間

期間は平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とします。なお、大綱は、その期間内であっても「町政執行方針」や「中頓別町教育推進計画」の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うこととします。

関係法令文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律「平成 26 年 6 月 20 日改正」

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法「平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号」

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。